

議会の議決に付すべき契約条例

昭和39年4月1日
福岡県条例第34号

最終改正 平成5年7月9日 福岡県条例第23号

他の法令に定めがある場合を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

附 則

- この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 福岡県契約条例（昭和28年福岡県条例第20号）は、廃止する。

附 則 （昭和52年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成5年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。